

告 示

埼玉県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

狭山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで